

**動物用医薬品等データベース
MAFF クラウド移行及び改修業務
調達仕様書**

農林水産省動物医薬品検査所

目次

1	調達案件の概要	1
2	調達案件及び関連する調達案件	4
3	本システムに求める要件	6
4	業務の実施内容	7
5	満たすべき要件	13
6	作業の実施体制・方法	13
7	作業の実施に当たっての遵守事項	16
8	成果物の取扱いに関する事項	20
9	入札参加資格に関する事項	22
10	再委託に関する事項	24
11	その他特記事項	24
12	附属文書	25

1 調達案件の概要

(1) 調達件名

動物用医薬品等データベース MAFF クラウド移行及び改修業務

(2) 調達の背景

「動物用医薬品等データベース」は、「動物用医薬品等データベース」及び「副作用情報データベース」の2つのデータベースからなり、日本で承認された動物用医薬品、動物用医薬部外品、動物用医療機器、動物用体外診断用医薬品及び動物用再生医療等製品（以下、「動物用医薬品等」とする。）に関する情報やそれらの使用に関連した副作用に関する情報を収集し、国民に公開している。両データベースは同一の民間クラウド基盤上で運用しており、「副作用情報データベース」は、「動物用医薬品等データベース」のサブシステムとされ、動物用医薬品等に関する情報を一部「動物用医薬品等データベース」と共有している。

「動物用医薬品等データベース」は、現在、以下の URL で運用されている。

「動物用医薬品等データベース」

<https://www.vm.nval.go.jp/>

「副作用情報データベース」

<https://www.vm.nval.go.jp/sideeffect/>

2018年6月には、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」が決定された。この中で、「クラウド・バイ・デフォルトの原則」が政府方針として出されている。農林水産省では、政府全体の動向や利用者視点に立った、あるべき農林水産行政の姿を踏まえ、2020年3月に「農林水産省デジタル・ガバメント中長期計画」を改定し、情報システムのクラウド化の推進に当たっては、共通基盤となる MAFF クラウドを利用することを前提としたパブリッククラウドへの移行を進めることとしている。MAFF クラウドでは、パブリッククラウドへの移行・運用に必要な最小限の共通機能を提供するとともに、パブリッククラウドへの移行・運用等の一連の工程における PMO による PJMO への総合的な支援活動を実施している。（総合的な技術支援を行う組織を MAFF クラウド CoE と言う。）

これらの状況を踏まえ、本システムを民間クラウドから MAFF クラウドが利用できる環境に移行する。

あわせて、データベースの検索機能を充実させることで、より使いやすくて確かな情報提供を可能とし、動物用医薬品等の安全かつ適正な使用及び開発促進を実現する。

(3) 目的及び期待する効果

農林水産省が推進する共通基盤となる MAFF クラウドを利用することを前提としたパブリッククラウドへ移行することにより、ベンダーロックインの状況を解消し情報セキュリティの確保された適正な運用を行うとともに、検索機能を追加しよりの確かな情報提供ができるように改修業務を行うものである。

(4) 業務・情報システムの概要

「動物用医薬品等データベース」及び関連するシステムの概要は図1のとおり。「動物用医薬品等データベース」は、別に運用する「畜産クラウド」及び「有害事象報告システム」と情報を連携している。

なお、本業務である MAFF クラウド移行及び改修後のシステムの概要並びに MAFF クラウドの概要は図3及び図4のとおり。「動物用医薬品等データベース」は、別に運用する「飼養衛生管理支援システム」のうち「投薬指示システム」と業務連携を予定している。

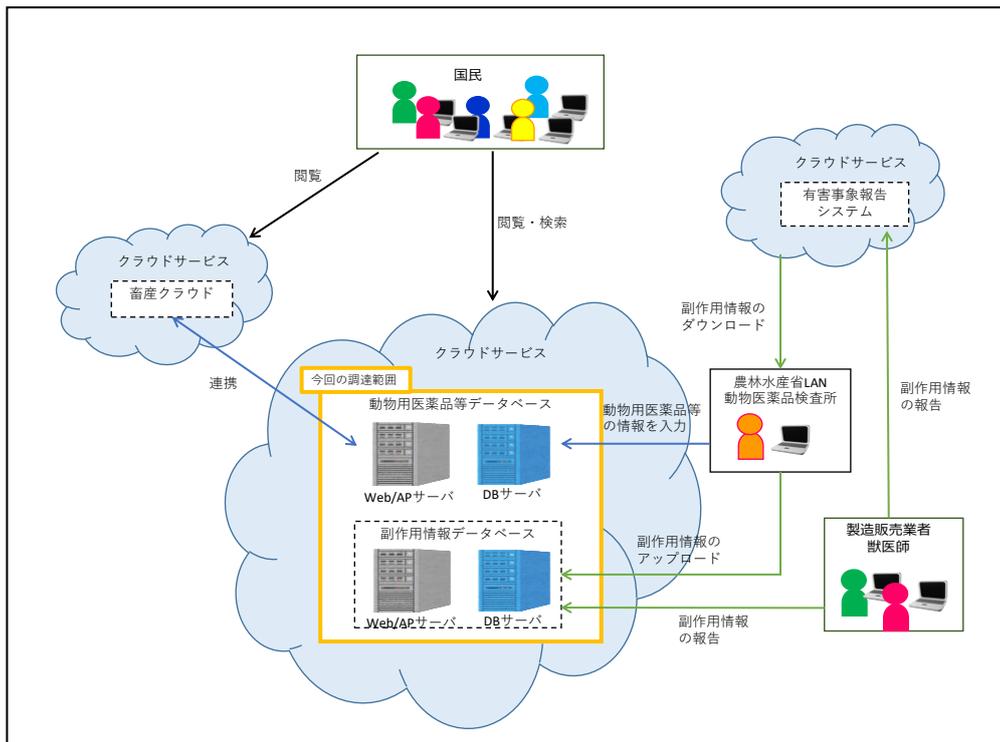


図1 動物用医薬品等データベース及び関連システムの概要(現行)

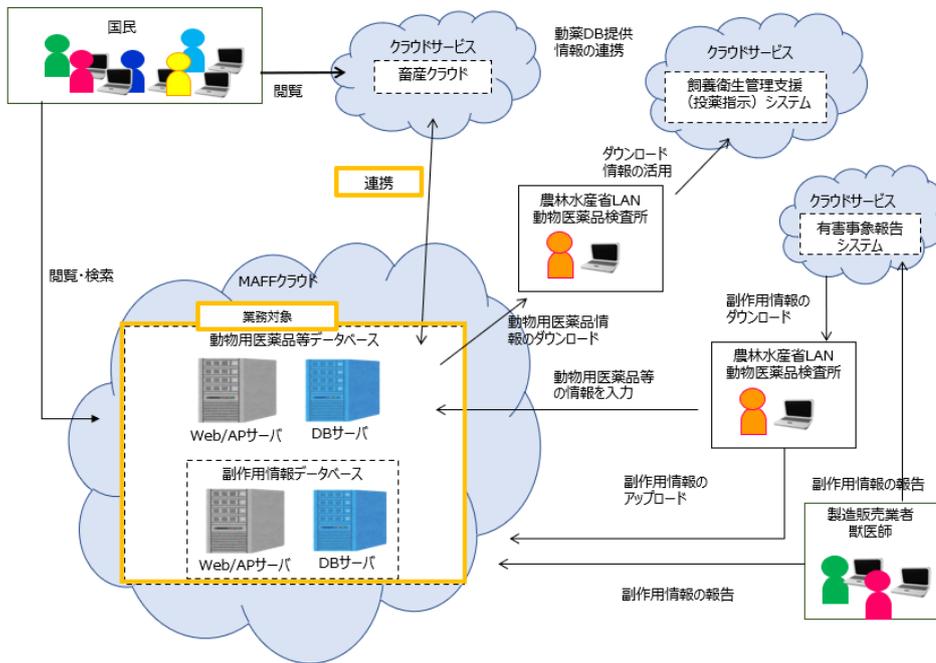
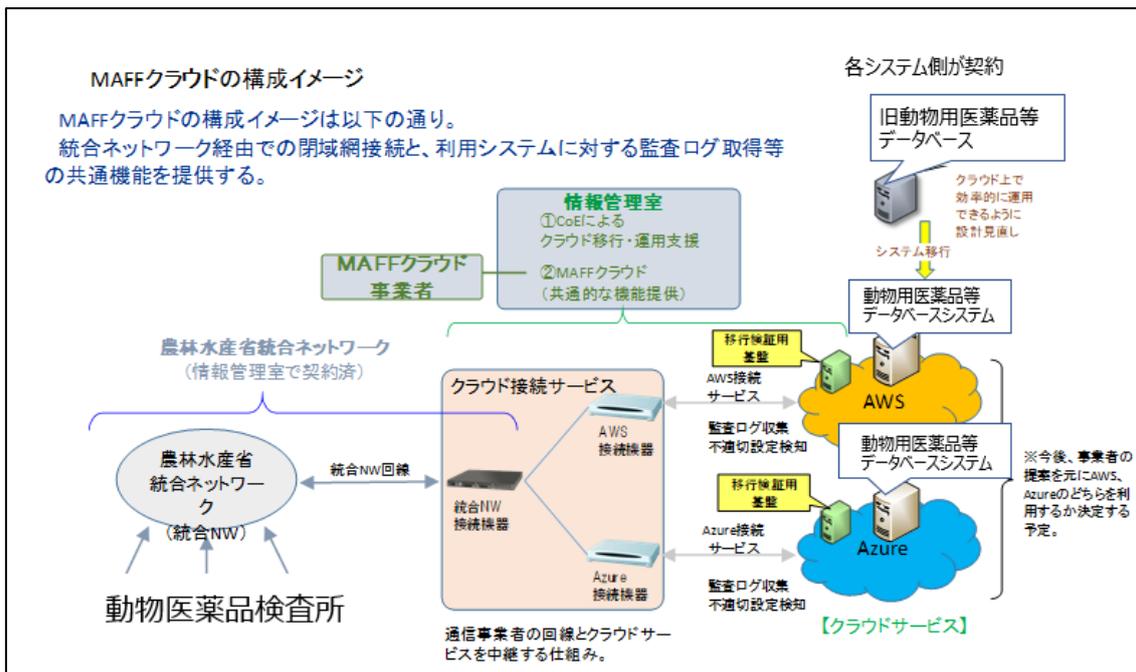


図2 動物用医薬品等データベース及び関連システムの概要(本業務実施後)



図中の農林水産省統合ネットワークは令和5年度中にガバメントソリューションサービス(GSS)に移行予定である。

図3 MAFF クラウドの概要

(5) 契約期間

契約日から令和7年3月31日まで

(6) 作業スケジュール

作業スケジュールは次のとおり想定しているが、具体的なスケジュールについては動物医薬品検査所と協議の上決定すること。

区分	作業項目	令和5年度（2023年度）				令和6年度（2024年度）												
		12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
MAFFクラウド移行及び整備業務	調達				→													
	設計・開発実施計画及び設計・開発実施要領等の作成					→												
	設計・開発・構築	1		〇		→	→	→	→	→	→	→	→	→				
	結合・総合テスト																	
	受け入れテスト																	
	移行																	
	引継ぎ																	
	納入成果物																	

図4 作業スケジュール

2 調達案件及び関連する調達案件

(1) 調達範囲

本調達では、現行クラウドで稼働している「動物用医薬品等データベース」を MAFF クラウドに移行し、併せて別添1「動物用医薬品等データベース MAFF クラウド移行及び改修業務要件定義書」に基づく改修業務及びソフトウェアのバージョンアップをその範囲とする。なお、本調達においては、MAFF クラウドを利用する上で必要な金額を入札金額に含めることとする。

受注者は受注後に MAFF クラウドとの接続方法や仕様書等を確認の上、十分に理解し、MAFF クラウド担当部署と調整を行った上でクラウド移行を行うこと。

また、本調達の契約期間終了後も、別途、動物医薬品検査所が契約する次年度の「動物医薬品等データベースのクラウドサービス提供及び運用・保守業務」(調達名は予定)において同様のライセンスや外部サービスを継続利用していくことを想定しているため、次年度以降の動物用医薬品等データベースの運用・保守費用については本調達の対象範囲外であるが、ライセンス等は確実に次年度の動物用医薬品等データベースの運用・保守業務の受注者へ引き継ぐこと。

(2) 調達案件及びこれに関連する調達案件の一覧

調達案件及びこれに関連する調達案件、調達の方式、スケジュール等は次のとおり。

表1 関連する調達案件の一覧

No.	調達案件名	調達の方式	調達契約日 (予定)	入札公告 落札者決定	契約期間
1	動物用医薬品等データベース運用・保守業務	最低価格落札方式	2024年(R6)4月1日	2023年(R5)12月ごろ 2024年(R6)3月ごろ	2024年(R6)4月～2025年(R7)3月
2	クラウドサービス提供業務	随意契約	2024年(R6)4月1日	2023年(R5)12月ごろ 2024年(R6)3月ごろ	2024年(R6)4月～2025年(R7)3月
3	MAFFクラウド移行及び改修	最低価格落札方式	2024年(R6)1月	2023年(R5)12月ごろ 2024年(R6)1月ごろ	2024年(R6)3月～2025年(R7)3月

3 今回調達する業務

システム名	調達案件	調達方式	2023 R5	2024 R6	2025 R7
動物用医薬品等データベース	運用・保守業務	最低価格落札方式	→	→	
	GSS移行に伴う改修業務	随意契約	→		
	ソフトウェアバージョンアップ及び副作用情報データベースの改修	最低価格落札方式	→		
	基盤提供及び運用保守業務	随意契約	→	→	
	maffクラウド移行及び改修	最低価格落札方式		→	
	maffクラウド移行後のクラウドサービス提供及び運用・保守業務	最低価格落札方式			→

図5 調達案件及びこれに関連する調達案件の調達単位、調達の方式、実施時期等

(3) 調達案件間の入札制限

調達する業務について、他の調達案件と入札制限の対象となる案件はない。

3 本システムに求める要件

設計・開発の実施に当たっては、以下を満たすこと。

- (1) パブリッククラウド上に構成するサーバ・サービスは自動スケーリング機能の利用やスペック調整を容易にできるような構成にし、性能を容易に改善できること。
- (2) パブリッククラウド上で稼働するサーバやサービスに対しては冗長化などの構成を行う等、可用性を高めた構成とすること。可能であればクラウドサービスのベストプラクティスが自動で適用されるよう、SaaS 形態のサービスを利用すること。
- (3) 将来クラウドサービスプロバイダーが変わっても、新たなクラウドサービスプロバイダーが提供するクラウドへのデータ移行が容易に可能であること。
- (4) 以下の各管理については、クラウドサービスで可能な限り実現することとし、自動化を図ること。
 - ア 運用管理
 - イ 死活監視
 - ウ 稼働状況監視
 - エ セキュリティ監視
 - オ ジョブ管理
 - カ バックアップ管理
 - キ ログ管理(送受信ログ等の保存)
 - ク ウィルスパターン更新管理
 - ケ セキュリティパッチ更新管理
 - コ 依頼作業対応
 - サ 構成管理
 - シ 文書管理
 - ス アカウント管理
 - セ データ管理
 - ソ 障害対応
 - タ 定例報告
- (5) 受注者は、移行時に本システムで利用しているソフトウェア等のうち、サポート期限が切れる予定があるソフトウェアについては、サポート期限までに移行先のパブリッククラウド環境で提供されている最新バージョンとすること。
- (6) クラウドアーキテクトのベストプラクティス(AWS Well-Architected Framework, Azure Well-Architected Framework) 及び「情報システムに係る政府調達におけるセキュリティ要件策定

マニュアル 別冊クラウド設計・開発編」に準拠すること。また、以下のセキュリティ対策要件を参照し、本システムのセキュリティ対策要件を点検すること。

- ・AWS/Azure 設定確認リスト(別添2)
- ・web システム/web アプリケーションセキュリティ要件書(別添3)

(7)MAFF クラウドの利用に際し、以下を満たすこと。なお、詳細については動物医薬品検査所が提示する最新の「農林水産省クラウド利用ガイドライン及び関係資料」を参照すること。本業務の実施において、農林水産省クラウド利用ガイドラインの改定があった場合は最新版を参照すること。

ア MAFF クラウドにて選定しているクラウドサービスプロバイダーを利用すること。

なお、2023 年度利用しているクラウドサービスプロバイダーは

- ・Amazon Web Services
- ・Microsoft Azure である。

MAFF クラウドで利用するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)の ISMAP クラウドサービスリストに登録されている。

イ MAFF クラウド共通機能については利用を前提とし、詳細については MAFF クラウドの関係者と協議の上決定すること。

ウ MAFF クラウドを利用する情報システム構築においては、クラウドサービスプロバイダーが提供するサービスを活用することを基本とすること。提供サービス以外に必要な機能に関しては、MAFF クラウドにて選定しているクラウドサービスプロバイダーが提供するクラウドサービス上に独自にシステム構築を行うこと。

エ Azure を採用する場合は、サブスクリプションの紐づけ先に MAFF クラウドが用意した AzureAD テナントを設定すること。また、契約種別は原則として CSP 契約とすること。

4 業務の実施内容

(1)設計・開発実施計画書等の作成

受注者は、プロジェクト計画書及びプロジェクト管理要領と整合性を取りつつ、動物医薬品検査所の指示に基づき、関係する事業者と調整の上、設計・開発実施計画書及び設計・開発実施要領の案を作成し、動物医薬品検査所の承認を受けること。なお、設計・開発実施計画書及び設計・開発実施要領の記載内容は「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」(デジタル社会推進会議幹事会決定。最終改定:2023年3月31日以下「標準ガイドライン」という。)
「第7章 設計・開発」で定義されているものとする。また、「動物用医薬品等データベース」の設計・開発にあたり、情報連携する他の情報システムの運用保守業務受注業者と打合せ等が必要な場合は、動物医薬品検査所に申出ること。

(2) 設計の実施・管理

受注者は、以下の作業について現行の設計書類及び農林水産省クラウド利用ガイドラインを参照して実施し、内容及び成果物について動物医薬品検査所の承認を得ること。

設計にあたり、現行のプログラムを活用しても問題ないが、クラウド基盤上で動作させるのに適切な内容に見直し費用負担軽減に努めること。v

- ア 受注者は、本システムを稼働させるために必要な移行環境(全体構成、パラメータ設計等)の準備及び方式の検証をすること。設計した内容は基本設計書、詳細設計書及びパラメータシートとして取りまとめ、動物医薬品検査所の承認を得ること。
- イ 受注者は、農林水産省クラウド利用ガイドライン別紙1_共通機能_利用申請書を作成し、動物医薬品検査所と MAFF クラウド CoE の承認を得ること。プロジェクト期間中に利用申請書の内容が変更になった場合は、更新内容について動物医薬品検査所と MAFF クラウド CoE へ説明し承認を受けること。
- ウ 受注者は、インベントリ情報を収集するため、設定作業(AWS の場合、Systems Manager Inventory と EC2 の設定。Azure の場合、インベントリ収集用 Log Analytics の作成、仮想マシンと Azure Automation の設定)を実施すること
- エ 受注者は本システムの移行方法、スケジュール等を検討し「移行計画書」として取りまとめ、成果物について動物医薬品検査所の承認を受けること。
- キ 受注者は、MAFF クラウドでサーバを利用するにあたり、ネットワーク設計、バックアップ設計、監視設計及び保守で使用するマニュアル等の作成を行うこと。
- ク 受注者は、設計とプログラムソースに差異がある場合はプログラムソースを優先し、その上で、要修正箇所等を明確にして設計を変更すること。なお、選定理由書及び機能証明書に変更がある場合は修正すること。
- サ MAFF クラウドについて不明点等がある場合は、動物医薬品検査所及び MAFF クラウド CoE と協議の上、作業を進めること。

(3) 開発・テスト

- ア 受注者は、ソフトウェアのバージョンアップ等に伴い、各種アプリケーションが正常に動作するための設定変更、プログラムの改修等を行うこと。
- イ 受注者は、本システムに影響を与える脆弱性が混入されていないことを確認するため、移行後の環境において、脆弱性検査ツールなどを用いたソースコードへのチェックを行い、脆弱性検査結果を報告し、問題がないように対応すること。
- ウ 受注者は、開発に当たり、アプリケーションプログラムの開発又は保守を効率的に実施するため、プログラミング等のルールを定めた標準(標準コーディング規約、セキュアコーディング規約等)を定め、動物医薬品検査所の確認を受けること。
- エ 受注者は、開発に当たり、情報セキュリティ確保のためのルール遵守や成果物の確

認方法(例えば、標準コーディング規約遵守の確認、ソースコードの検査、現場での抜き打ち調査等についての実施主体、手順、方法等)を定め、動物医薬品検査所の確認を受けること。

オ 受注者は、単体テスト、結合テスト及び総合テストについて、テスト体制、テスト環境、作業内容、作業スケジュール、テストシナリオ、合否判定基準等を記載したテスト計画書を作成し、動物医薬品検査所の承認を受けること。

カ 受注者は、設計工程の成果物及びテスト計画書に基づき、アプリケーションプログラムの開発、テストを行うこと。

キ 受注者は、テスト計画書に基づき実施した各テストの実施状況及びテスト結果について、テスト計画時に作成した合否判定基準に基づく評価結果を動物医薬品検査所に報告し、承認を受けること。

ク 受注者は、本調達にて開発したプログラム一式を成果物として提出すること。

(4) 受入テスト支援

ア 受注者は、動物医薬品検査所が受入テストのテスト計画書を作成するに当たり、情報提供等の支援として受け入れテスト計画書(案)を作成し動物医薬品検査所の承認を受けること。

イ 受注者は、動物医薬品検査所の指示に基づき、担当部署以外の情報システム利用者のテスト実施も含めて、テスト計画書作成の支援を行うこと。

(5) 情報システムの移行

ア 受注者は、動物医薬品検査所の移行判定を受けて、移行計画書に基づく移行作業を行うこと。なお、移行にあたっては、AWS 又は Azure の仕様に準拠したデータ移行方式で行うこと。

イ 受注者は、データ移行に当たり、新規情報システムのデータ構造を明示し、保有・管理するデータの変換、移行要領の策定、例外データ等の処理方法等に関する手順書を作成し、動物医薬品検査所の承認を受けること。

ウ 移行計画書には、新本番環境への移行が失敗した場合を想定し、切り戻しを行う場合の手順も含めること。

エ 受注者は、上記イの手順書に従い、データを変換・移行した後は、移行後のデータだけでなく、例外データ等についても確認を行い、データの信頼性の確保を図り、その移行結果について移行結果報告書を作成し、動物医薬品検査所の承認を得ること。

オ 検証作業等でパブリッククラウド上に保管されたデータについては、ISMAP で規定された方法でデータが消去されていること、それが正しく運用されているか第三者による監査(動物医薬品検査所による確認行為を含む。)により証明されていること。

(6) 引継ぎ

- ア 受注者は、設計・開発の設計書、作業経緯、残存課題等を文書化し、「動物用医薬品等データベース」の令和7年度運用保守業者に対して確実な引継ぎを行うこと。
なお、システムのリリースは動物医薬品検査所の承認のうえ、「動物用医薬品等データベース」の令和7年度運用保守業務受注業者が行う。ただし、その際、「動物用医薬品等データベース」の令和7年度運用保守業務受注業者から、動物医薬品検査所を通じて照会があった場合には、これに対応すること。
- イ 受注者は、次期事業者にはパブリッククラウド上に構築された情報システムの引継ぎを行い、アカウント(Azure の場合は CSP ライセンスの契約)の契約を移管すること。
- ウ 受注者は、動物医薬品検査所が本システムの更改を検討する際には、次期情報システムにおける事業者に対し、作業経緯、残存課題等に関する情報提供及び質疑応答等の協力を行うこと。

(7) 定例会等の実施

- ア 受注者は、定例会を隔週開催するとともに、業務の進捗状況を作業実施要領に基づき報告すること。
- イ 動物医薬品検査所から要請があった場合、又は、受注者が必要と判断した場合、必要資料を作成の上、定例会とは別に会議を開催すること。
- ウ 受注者は、会議終了後、5日以内(行政機関の休日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日をいう。)を除く。)に作成した議事録を電子ファイルにより提出し動物医薬品検査所の承認を受けること。

(8) 契約金額内訳及び情報資産管理標準シートの提出

- ア 受注者は、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」(デジタル社会推進会議幹事会決定。最終改定:2023年3月31日)の「別紙3 調達仕様書に盛り込むべき情報資産管理標準シートの提出等に関する作業内容」に基づく情報資産管理を行うために必要な事項を記載した情報資産管理標準シートの作成を依頼された場合は、指定された時期に提出すること。
- イ 受注者は、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン 別紙2 情報システムの経費区分」に基づき区分等した契約金額の内訳が記載されたエクセルの電子データを契約締結後速やかに提出すること。

(9) 成果物

- ア 成果物名

本業務の成果物を以下に示す。

表2 成果物一覧

成果物名	仕様書記載箇所	記載内容	提出期限
設計・開発実施計画書及び設計・開発実施要領	4(1)	標準ガイドライン実務手引書第3編「第7章 設計・開発」の設計・開発実施計画書の記載内容等に示されているもの	契約締結後10日以内 (行政機関の休日を除く。)
・基本設計書及び詳細設計書 ・パラメータシート	4(2)	本システムの基本設計及び詳細設計をまとめたもの (情報システム関連図、ネットワーク構成図、ソフトウェア構成図、ハードウェア構成図、プログラム一覧等)	契約締結後10日以内 (行政機関の休日を除く。)
農林水産省クラウド利用ガイドライン別紙1_利用申請書	4(2)	新本番環境及び検証環境を構築するためのIPアドレスや連携システムを記載したもの。	MAFFクラウドCoEに環境構築を依頼する2週間前まで
移行計画書・移行手順書・移行結果報告書	4(2) 4(5)	データ移行に向けた計画等、手順及び結果をそれぞれまとめたもの	2024年3月31日まで
脆弱性検査結果報告書	4(3)	脆弱性検証結果を取りまとめたもの。	検査終了後2週間以内(特に問題が認められた場合速やかに)
標準コーディング規約	4(3)	本業務で利用したコーディング規約	2024年3月31日まで
テスト計画書・テストデータ・テスト結果報告書	4(3)	本業務で実施した改修の単体テスト、結合テスト、総合テストの実施計画、テストデータ・テスト結果を取りまとめたもの。	計画書はテスト実施5営業日前までに確認。成果物としての提出は2024年3月31日まで
開発したプログラム一式	4(3)	開発したプログラムをまとめたもの	2024年3月31日まで
受入テスト計画書(案)	4(4)	受入テストを行うにあたり、テスト計画、シナリオ、合否判定基準を取りまとめたもの。	受入テスト実施5営業日前まで
引継書	4(6)	デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン解説書「第3編 第7章 設計・開発」の引継ぎに示されているもの	2024年3月31日まで

成果物名	仕様書記載箇所	記載内容	提出期限
打合せの議事録	4(7)	動物医薬品検査所との協議内容を記載したもの	打合せ実施後5営業日以内
契約金額内訳及び情報資産管理標準シート	4(8)	標準ガイドライン「別紙2 情報システムの経費区分」に基づき区分等した契約金額の内訳及び「別紙3 調達仕様書に盛り込むべき情報資産管理標準シートの提出等に関する作業」に基づくもの	契約金額内訳は契約締結後10日以内（行政機関の休日を除く。）情報資産管理標準シートは動物医薬品検査所から依頼のあった提出期日まで

イ 成果物の納品方法

- (ア) 成果物は、全て日本語で作成すること。ただし、日本国内においても英字で表記されることが一般的な文言については、そのまま記載しても構わないものとする。
- (イ) 用字・用語・記述符号の表記については、「「公用文作成の考え方」の周知について(令和4年1月11日内閣文第1号内閣官房長官通知)」を参考にすること。
- (ウ) 情報処理に関する用語の表記については、日本産業規格(JIS)の規定を参考にすること。
- (エ) 成果物は紙媒体又は電磁的記録媒体により作成し、動物医薬品検査所から特別に示す場合を除き、原則紙媒体は正1部・副1部、電磁的記録媒体は2部を納品すること。
- (オ) 紙媒体による納品について、用紙のサイズは、原則として日本産業規格A列4番とするが、必要に応じて日本産業規格A列3番を使用すること。
- (カ) 電磁的記録媒体の納品について、Microsoft Office 又は PDF のファイル形式で作成すること。
- (キ) 納品後、動物医薬品検査所において改変が可能となるよう、図表等の元データも併せて納品すること。
- (ク) 成果物の作成に当たって、特別なツールを使用する場合は、担当職員の承認を得ること。
- (ケ) 成果物が外部に不正に使用されたり、納品過程において改ざんされたりすることのないよう、安全な納品方法を提案し、成果物の情報セキュリティの確保に留意すること。
- (コ) 電磁的記録媒体により納品する場合は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。なお、対策ソフトウェアに関する情報(対策ソフトウェア名称、定義パターンバージョン、確認年月日)を記載したラベルを貼り付けること。

ウ 成果物の納品場所

原則として、成果物は次の場所において引渡しを行うこと。ただし、動物医薬品検査所が納品場所を別途指示する場合はこの限りではない。

〒185-8511

東京都国分寺市戸倉 1-15-1

農林水産省 動物医薬品検査所 企画連絡室

5 満たすべき要件

設計・開発作業の実施に当たっては、設計・開発実施計画書及び設計・開発実施要領の各要件を満たすこと。なお、設計・開発実施計画書及び設計・開発実施要領は、令和5年度に実施している本システムのサブシステムである「副作用情報データベース」の改修業務事業者からの提言に伴い契約開始時点で内容に変更が生じることがあるものとする。

6 作業の実施体制・方法

(1) 作業実施体制

本業務の推進体制及び本業務受注者に求める作業実施体制は次の図及び表のとおりである。なお、受注者内の人員構成については想定であり、受注者決定後に協議の上、見直しを行う。また、受注者の情報セキュリティ対策の管理体制については、作業実施体制とは別に作成すること。

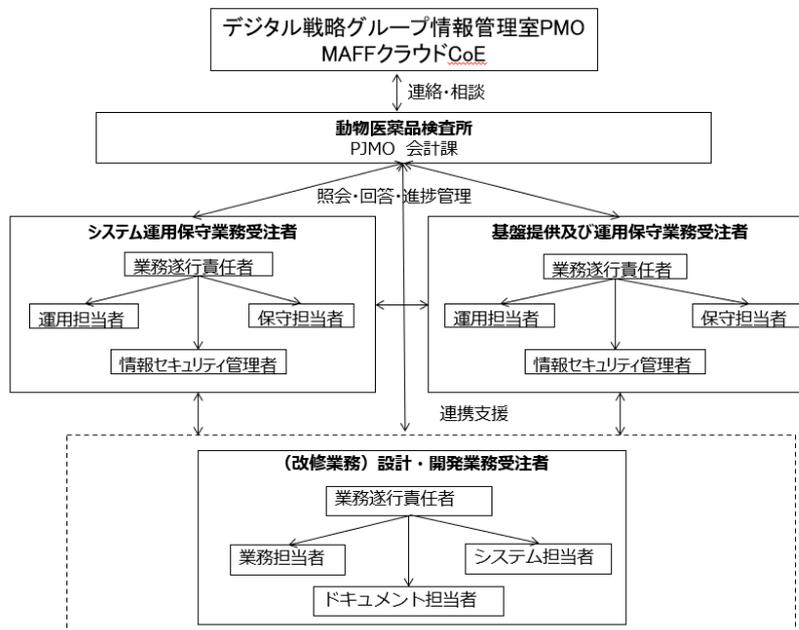


図6 本業務の推進体制及び本業務受注者に求める作業実施体制

表3 本業務における組織等の役割

組織等	本業務における役割
動物医薬品検査所 会計課	本契約関係の事務を担当する。
PJMO	「動物用医薬品等データベース」の管理組織として、作業の進捗等を管理。 ・責任者: 動物医薬品検査所企画連絡室長 ・プロジェクト責任者: 動物医薬品検査所企画連絡室企画調整課長及び技術指導課長
(改修業務)設計・開発業務受注者	本業務の受注者 「動物用医薬品等データベース」のMAFFクラウド移行及び改修業務の実施
アプリケーション運用保守業務受注者	「動物用医薬品等データベース」の運用・保守業務の実施
基盤提供及び運用保守業務受注者	「動物用医薬品等データベース」の基盤(クラウドサービス)の提供及びその運用・保守業務の実施
PMO	農林水産省の全体管理組織。クラウド利用を含む情報システムに関する担当部署からの問い合わせを受け、対応、助言・指導等を行う。
MAFFクラウドCoE	PJMO・受注者に対してパブリッククラウド全般及びMAFFクラウド利用に係る技術的な支援を行う。 MAFFクラウドの運用及び移行業務への支援を行うMAFFクラウド事業者を含む。

(2) 作業要員に求める資格等の要件

- ア 受注者における遂行責任者は、日本語で円滑なコミュニケーションが可能である者とする。
- イ 受注者における遂行責任者は、情報処理技術者試験のうちプロジェクトマネージャ試験の合格者又は技術士（情報工学部門又は総合技術監理部門（情報工学を選択科目とする者））の資格を有すること。ただし、当該資格保有者等と同等の能力を有することが経歴等において明らかな者については、これを認める場合がある（その根拠を明確に示し、動物医薬品検査所の理解を得ること。）。
- ウ チームリーダーは、情報システムの設計・開発又はシステム基盤導入の経験年数を3年以上有すること。また、その中でリーダークラスとしての経験を1件以上有すること。
- エ 設計・開発に関わるメンバーのうち、情報システムの設計・開発等の情報処理業務の経験年数が3年以上の者又は同等の実績を有する者を3分の1以上配置すること。
- オ 設計・開発を行う担当者には、情報処理技術者試験のうち、次に掲げる試験区分の合格者を1名以上必要な人数含むこと。なお、同一人が全ての試験区分に合格していることを求めるものではない。
- ・システムアーキテクト試験
 - ・データベーススペシャリスト試験
 - ・ネットワークスペシャリスト試験
- カ 設計・開発を行う担当者には、情報処理安全確保支援士（旧：情報セキュリティスペシャリスト試験）の登録を受けている者又は同等の資格を有する者を含むこと。
- キ パブリッククラウドを利用する情報システムの要件定義、設計開発等を担当するチームのチームリーダー及び担当メンバーは以下の資格を有するものを含めること。
- チームリーダーは、パブリッククラウドに係る全ての技術領域において当該クラウドサービスプロバイダーの認定技術者としての上級資格[*1]を有する者を1名以上配置すること。なお、チームリーダーの資格は全体リーダーまたはパブリッククラウド上の情報システム構築期間中に専任でチームリーダーを支援する要員が保有していることでも可とする。または、クラウドサービスプロバイダーが提供するサポートサービス(AWS プロフェッショナルサービス、Azure 有償サポート)の利用での対応も可とする。担当メンバーは、パブリッククラウドに係る全ての技術領域において当該クラウドサービスプロバイダーの認定技術者としての中級資格[*2]以上を有する者を1名以上配置すること。例として、以下のような資格が挙げられる。

*1 AWS Certified Solutions Architect – Professional / Microsoft Certified: Azure Solutions Architect Expert

*2 AWS Certified Solutions Architect – Associate / Microsoft Certified:Azure Administrator Associate

ク 本業務を行う担当者は、業務を効率的、効果的に推進するために求められる業務遂行能力を有すること。

- ・情報や意見を的確に交換できるコミュニケーション能力
- ・課題・改善点を識別し、改善する能力
- ・担当する職務に応じた技術力

例: Azure 上でシステム運用業務を実施する場合は、Azure のスキル・資格

(3) 作業場所

本業務の作業場所及び作業に当たり必要となる設備、備品及び消耗品等については、受注者の責任において用意すること。また、必要に応じて担当職員が現地確認を実施することができるものとする。

(4) 作業の管理に関する要領

受注者は、動物医薬品検査所が承認した運用・保守実施計画書及び運用保守実施要領に従い、コミュニケーション管理、体制管理、作業管理、リスク管理、課題管理、システム構成管理、変更管理、情報セキュリティ対策を行うこと。

7 作業の実施に当たっての遵守事項

(1) 機密保持、資料の取扱い

ア 動物医薬品検査所から「農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則」(平成 27 年 3 月 31 日農林水産省訓令第 4 号。以下「規則」という。)、 「農林水産省における個人情報の適正な取扱いのための措置に関する訓令」等の説明を受けるとともに、本業務に係る情報セキュリティ要件を順守すること。なお、「農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則」は、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群(以下「統一基準群」という。)に準拠することとされていることから、受託者は、統一基準群の改定を踏まえて規則が改正された場合には、本業務に関する影響分析を行うこと。

イ 本業務に係る情報セキュリティ要件は次の通りである。

- (ア) 委託した業務以外の目的で利用しないこと。
- (イ) 業務上知り得た情報について第三者への開示や漏えいをしないこと。
- (ウ) 持出しを禁止すること。
- (エ) 受注事業者の責に起因する情報セキュリティインシデントが発生するなどの万一の事故があった場合に直ちに報告する義務や、損害に対する賠償等の責任を負

うこと。

(オ) 業務の履行中に受け取った情報の管理、業務終了後の返却又は抹消等を行い復元不可能な状態にすること。

(カ) 適切な措置が講じられていることを確認するため、遵守状況の報告を求めことや、必要に応じて発注者による実地調査が実施できること。

ウ 上記以外に、別紙1「情報セキュリティの確保に関する共通基本仕様」に基づき、作業を行うこと。

(2) 法令等の遵守

本業務の遂行に当たっては、環境関係法令を遵守するとともに新たな環境負荷を与えないことにならないよう以下の事項に取り組むものとする。なお、遵守状況については担当部署の求めに応じ報告すること。

- ・エネルギーの節減
- ・廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

(3) 標準ガイドラインに基づく業務の実施

本業務の遂行に当たっては、「デジタル社会推進標準ガイドライン群」の Normative 文書、具体的に以下のアからエに基づき、作業を行うこと。具体的な作業内容及び手順等については、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン解説書」を参考とすること。なお、デジタル社会推進標準ガイドライン群が改定された場合は、最新のものを参照し、その内容に従うこと。

- ア DS-100 デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン
- イ DS-310 政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な 利用に係る基本方針
- ウ DS-500 行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン
- エ DS-910 安全保障等の機微な情報等に係る政府情報システムの取扱い

(4) 情報システム監査

ア 「動物用医薬品等データベース」に関するリスク及びその対応状況を客観的に評価するために、農林水産省が情報システム監査の実施を必要と判断した場合は、農林水産省が定めた実施内容(監査内容、対象範囲、実施者等)に基づく情報システム監査を受注者は受け入れること。(農林水産省が別途選定した事業者による監査を含む)。

イ 情報システム監査で問題点の指摘又は改善案の提示を受けた場合には、対応案を担当部署と協議し、指示された期間までに是正を図ること。

(5) アプリケーション・コンテンツの作成及び提供に関する規定の遵守

本業務の遂行に当たり、以下の内容を含む情報セキュリティ対策を実施し、情報セキュリティ水準の低下を招かないこと。

- ア 提供するアプリケーション・コンテンツに不正プログラムを含めないこと。
- イ 提供するアプリケーションに脆弱性を含めないよう努めること。
- ウ 実行プログラムの形式以外にコンテンツを提供する手段がある限り、実行プログラムの形式でコンテンツを提供しないこと。
- エ 電子証明書を利用するなど、提供するアプリケーション・コンテンツの改ざん等がなく真正なものであることを確認できる手段がある場合には、それをアプリケーション・コンテンツの提供先に与えること。
- オ 提供するアプリケーション・コンテンツの利用時に、脆弱性が存在するバージョンのOS やソフトウェア等の利用を強制するなどの情報セキュリティ水準を低下させる設定変更を、OS やソフトウェア等の利用者に要求することがないよう、アプリケーション・コンテンツの提供方式を定めて開発すること。
- カ サービス利用に当たって、必須ではないサービス利用者その他の者に関する情報が、本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能がアプリケーション・コンテンツに組み込まれることがないよう開発すること。
- キ 「.go.jp」で終わるドメインを使用してアプリケーション・コンテンツを提供すること。
- ク 詳細については、担当部署から「アプリケーション・コンテンツの作成及び提供に関する規定」の説明を受けるとともに、それに基づきアプリケーション・コンテンツの作成及び提供を行うこと。

(6) 情報システムのセキュリティ要件

情報システムに係る政府調達におけるセキュリティ要件策定マニュアルに基づき、以下の内容について対応すること。

ア システムの可用性確保

サービスの継続性を確保するため、情報システムの各業務の異常停止時間が復旧目標時間として1週間を超えることのない運用を可能とし、障害時には迅速な復旧を行う方法又は機能を備えること。

イ 通信経路の分離

不正の防止及び発生時の影響範囲を限定するため、外部との通信を行うサーバ装置及び通信回線装置のネットワークと、内部のサーバ装置、端末等のネットワークを通信回線上で分離すること。

ウ 不正プログラムの感染防止

不正プログラム(ウイルス、ワーム、ボット等)による脅威に備えるため、想定される不正プログラムの感染経路の全てにおいて感染を防止する機能を備えるとともに、新たに

発見される不正プログラムに対応するために機能の更新が可能であること。

エ ログの蓄積・管理

情報システムに対する不正行為の検知、発生原因の特定に用いるために、情報システムの利用記録、例外的事象の発生に関するログを蓄積し、可能な限り一年間保管すること。

オ ログの保護

ログの不正な改ざんや削除を防止するため、ログに関するアクセス制御機能を備えること。

カ 時刻の正確性確保

情報セキュリティインシデント発生時の原因追及や不正行為の追跡において、ログの分析等を容易にするため、システム内の機器を正確な時刻に同期する機能を備えること。

キ 保存情報の機密性確保

情報システムに蓄積された情報の窃取や漏えいを防止するため、外部との接続のある情報システムにおいて保護すべき情報を利用者が直接アクセス可能な機器に保存しないこと。

ク プライバシー保護

情報システムにアクセスする利用者のアクセス履歴、入力情報等を当該利用者が意図しない形で第三者に送信されないようにすること。

ケ 主体認証

情報システムによるサービスを許可された者のみに提供するため、情報システムにアクセスする主体のうち本人確認の認証を行う機能として、パスワードの方式を採用すること。

コ ライフサイクル管理

主体のアクセス権を適切に管理するため、主体が用いるアカウント(識別コード、主体認証情報、権限等)を管理(登録、更新、停止、削除等)するための機能を備えること。

サ 管理者権限の保護

特権を有する管理者による不正を防止するため、管理者権限を制御する機能を備えること。

シ システムの構成管理

情報セキュリティインシデントの発生要因を減らすとともに、情報セキュリティインシデントの発生時には迅速に対処するため、構築時の情報システムの構成(ハードウェア、ソフトウェア及びサービス構成に関する詳細情報)が記載された文書を提出するとともに、文書どおりの構成とすること。

ス 調達する機器等に不正プログラム等が組み込まれることへの対策

機器等の製造工程において、府省庁が意図しない変更が加えられないよう適切な措

置がとられており、当該措置を継続的に実施していること。また、当該措置の実施状況を証明する資料を提出すること。

セ 構築時の脆弱性対策

情報システムを構成するソフトウェア及びハードウェアの脆弱性を悪用した不正を防止するため、開発時及び構築時に脆弱性の有無を確認の上、運用上対処が必要な脆弱性は修正の上で納入すること。

ソ 情報の物理的保護

情報の漏えいを防止するため、物理的な手段による情報窃取行為を防止・検知するための機能を備えること。

タ 侵入の物理的対策

物理的な手段によるセキュリティ侵害に対抗するため、情報システムの構成装置(重要情報を扱う装置)については、外部からの侵入対策が講じられた場所に設置すること。

チ 運用時の脆弱性対策

運用開始後、新たに発見される脆弱性を悪用した不正を防止するため、情報システムを構成するソフトウェア及びハードウェアの更新を行う方法(手順等)を備えること。

ツ 委託先において不正プログラム等が組み込まれることへの対策

情報システムの構築において、府省庁が意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。当該品質保証体制を証明する書類(例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図)を提出すること。本調達に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、府省庁が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、受託者は情報セキュリティ監査を受け入れること。また、役務内容を一部再委託する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して、情報セキュリティを確保すること。

8 成果物の取扱いに関する事項

(1) 知的財産権の帰属

ア 本業務における成果物の著作権及び二次的著作物の著作権(著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。)は、受注者が本業務の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ権利譲渡不可能と示されたものの以外は、全て農林水産省に帰属するものとする。

イ 農林水産省は成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるとともに、任意に開示できるものとする。また、受注者は成果物について、自由に複製し、改変等し、及びこれらの利用を第三者に許諾すること(以下「複製等」という。)ができるものとする。

ただし、成果物に第三者の権利が帰属するときや、複製等により農林水産省がその業務を遂行する上で支障が生じるおそれがある旨を契約締結時までに通知したときはこの限りでないものとし、この場合には、複製等ができる範囲やその方法等について協議するものとする。

- ウ 納品される成果物に第三者が権利を有する著作物(以下「既存著作物等」という。)が含まれる場合は、受注者は当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。この場合、本業務の受注者は当該既存著作物の内容について事前に農林水産省の確認を受けることとし、農林水産省は既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。

なお、本業務に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争の原因が専ら農林水産省の責めに帰す場合を除き、受注者の責任及び負担において一切を処理すること。この場合、農林水産省は係る紛争等の事実を知ったときは、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

- エ 「動物用医薬品等データベース」のプログラムに関する権利(著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。)及び成果物の所有権は、農林水産省から受注者に対価が完済されたとき受注者から農林水産省に移転するものとする。
- オ 受注者は農林水産省に対し、一切の著作作者人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。
- カ 受注者は、使用する画像、デザイン、表現等に関して他者の著作権を侵害する行為に十分配慮し、これを行わないこと。

(2) 契約不適合責任

- ア 農林水産省は検収完了後、成果物についてシステム仕様書との不一致(バグも含む。以下「契約不適合」という。)が発見された場合、受注者に対して当該契約不適合の修正等の履行の追完(以下「追完」という。)を請求することができ、受注者は、当該追完を行うものとする。ただし、農林水産省が追完の方法についても請求した場合であって、農林水産省に不相当な負担を課するものでないときは、受注者は農林水産省が請求した方法と異なる方法による追完を行うことができること。
- イ 前記アにかかわらず、当該契約不適合によっても個別契約の目的を達することができる場合であって、追完に過分の費用を要する場合、受注者は前記アに規定された追完に係る義務を負わないものとする。
- ウ 農林水産省は、当該契約不適合(受注者の責めに帰すべき事由により生じたものに限る。)により損害を被った場合、受注者に対して損害賠償を請求することができる。
- エ 当該契約不適合について、追完の請求にもかかわらず相当期間内に追完がなされ

ない場合又は追完の見込みがない場合で、当該契約不適合により本契約の目的を達することができないときは、農林水産省は本契約の全部又は一部を解除することができること。

オ 受注者が本項に定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、検収完了後1年以内に農林水産省から当該契約不適合を通知された場合に限るものとする。ただし、検収完了時において受注者が当該契約不適合を知り若しくは重過失により知らなかったとき、又は当該契約不適合が受注者の故意若しくは重過失に起因するときにはこの限りでない。

カ 前記アからオまでの規定の要件は、契約不適合が農林水産省の提供した資料等又は農林水産省の与えた指示によって生じたときは適用しないこと。ただし、受注者がその資料等又は指示が不相当であることを知りながら告げなかったときはこの限りでない。

(3) 検収

ア 本業務の受注者は成果物等について、納品期日までに動物医薬品検査所に内容の説明を実施して検収を受けること。

イ 検収の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合は、直ちに必要な修正、改修、交換等を行い、変更点について動物医薬品検査所に説明を行った上で、指定された日時までに再度納品すること。

9 入札参加資格に関する事項

以下の要件を満たしていることの証明書を提出すること(提出期限は、入札説明書を参照すること。)

(1) 競争参加資格

ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

イ 公告日において令和04・05・06年度全省庁統一資格の「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、競争参加資格を有する者であること。

(2) 公的な資格や認証等の取得

ア 受注者は、品質マネジメントシステムに係る以下のいずれかの条件を満たすこと。

(ア) 品質マネジメントシステムの規格である「JIS Q 9001」又は「ISO9001」(登録活動範囲が情報処理に関するものであること。)の認定を、業務を遂行する組織が有しており、認証が有効であること。

(イ) 上記と同等の品質管理手順及び体制が明確化された品質マネジメントシステムを有している事業者であること(管理体制、品質マネジメントシステム運営規程、

品質管理手順規定等を提示すること。)

- イ 応札者は、情報セキュリティに係る以下の条件を満たすこと。
 - (ア) 情報セキュリティ実施基準である「JIS Q 27001」、「ISO/IEC27001」又は「ISMS」の認証を有しており、認証が有効であること。
 - (イ) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク制度の認定を受けているか、又は同等の個人情報保護のマネジメントシステムを確立していること。
 - (ウ) 個人情報を扱うシステムのセキュリティ体制が適切であることを第三者機関に認定された事業者であること。

(3) 受注実績

応札者は、情報システムのクラウド移行を行った実績を過去3年以内に有すること。
また、医薬品関連の情報システムにおける設計、開発、運用の実績を過去3年以内に有すること。

(4) 複数事業者による共同提案

- ア 複数の事業者が共同提案する場合、その中から全体の意思決定、運営管理等に責任を持つ共同提案の代表者を定めるとともに、本代表者が本調達に対する入札を行うこと。
- イ 共同提案を構成する事業者間においては、その結成、運営等について協定を締結し、業務の遂行に当たっては、代表者を中心に、各事業者が協力して行うこと。事業者間の調整事項、トラブル等の発生に際しては、その当事者となる当該事業者間で解決すること。また、解散後の契約不適合責任に関しても協定の内容に含めること。
- ウ 共同提案を構成する全ての事業者は、本入札への単独提案又は他の共同提案への参加を行っていないこと。
- エ 入札参加要件については、共同事業体を構成する事業者のいずれかにおいて満たすこと。

(5) 入札制限

本業務を直接担当する農林水産省 IT テクニカルアドバイザー(旧農林水産省 CIO 補佐官に相当)、農林水産省全体管理組織(PMO)支援スタッフ及び農林水産省最高情報セキュリティアドバイザーが、その現に属する事業者及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先等緊密な利害関係を有する事業者は、本書に係る業務に関して入札に参加できないものとする。

10 再委託に関する事項

(1) 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件

- ア 本業務の受注者は、業務を一括して又は主たる部分を再委託してはならない。
- イ 受注者における遂行責任者を、再委託先事業者の社員や契約社員とすることはできない。
- ウ 受注者は再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。
- エ 再委託先における情報セキュリティの確保については受注者の責任とする。
- オ 再委託を行う場合、再委託先が「8. (5) 入札制限」に示す要件を満たすこと。

(2) 承認手続

- ア 本業務の実施の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合は、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した再委託承認申請書を動物医薬品検査所に提出し、あらかじめ確認を受けること。
- イ 前項による再委託の相手方の変更等を行う必要が生じた場合も、前項と同様に再委託に関する書面を動物医薬品検査所に提出し、承認を受けること。
- ウ 再委託の相手方が更に委託を行うなど複数の段階で再委託が行われる場合（以下「再々委託」という。）には、当該再々委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再々委託を行う業務の範囲を書面で報告すること。

(3) 再委託先の契約違反等

再委託先において、本調達仕様書の遵守事項に定める事項に関する義務違反又は義務を怠った場合は、受注者が一切の責任を負うとともに、動物医薬品検査所は当該再委託先への再委託の中止を請求することができる。

11 その他特記事項

(1) 前提条件等

- ア 本調達仕様書と契約書の内容に齟齬が生じた場合には、本調達仕様書の内容が優先する。
- イ 本業務は、2024年度の予算成立を条件とする。2024年4月1日以前に2024年度予算が成立していない場合は、契約の中止等を行う可能性がある。
- ウ 本業務受注後に調達仕様書の内容の一部について変更を行おうとする場合、その変更の内容、理由等を明記した書面をもって動物医薬品検査所に申し入れを行うこと。双方の協議において、その変更内容が軽微（委託料、納期に影響を及ぼさない）かつ許容できると判断された場合は、変更の内容、理由等を明記した書面に双方が確認することによって変更を確定する。

(2) 入札公告期間中の資料閲覧等

本業務の実施に向け、参考となる資料については、動物医薬品検査所内にて閲覧可能とする。なお、資料の閲覧に当たっては、必ず事前に担当部署まで連絡の上、閲覧日時を調整すること。

ア 資料閲覧場所

東京都国分寺戸倉 1-15-1

イ 閲覧期間及び時間

(ア) 公告日から提案書提出期限まで

(イ) 行政機関の休日を除く日の 10 時から 17 時 30 分まで。(12 時から 13 時を除く。)

ウ 閲覧手続

最大3名まで。応札希望者の商号、連絡先、閲覧希望者氏名を別記様式1「閲覧申込書」に記載の上、閲覧希望日の3日前までに提出すること。また、閲覧日当日までに別記様式2「守秘義務に関する誓約書」に記載の上、提出すること。

エ 閲覧時の注意

閲覧にて知り得た内容については、提案書の作成以外には使用しないこと。また、本調達に関与しない者等に情報が漏えいしないように留意すること。閲覧資料の複写等による閲覧内容の記録は行わないこと。

オ 連絡先

動物医薬品検査所企画連絡室 電話:042-321-1856

カ 事業者が閲覧できる資料一覧表

閲覧に供する資料を次に示す。

(ア) 遵守すべき各府省独自の規定類

a 農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則

b 農林水産省における個人情報の適正な取扱いのための措置に関する訓令

(イ) セキュリティ要件書動物用医薬品等データベース及び副作用情報データベースの設計書

(ウ) プロジェクト計画書、プロジェクト管理要領

(エ) 農林水産省クラウド利用ガイドライン一式

(3) その他

本仕様書について疑義等がある場合は、別記様式3の質問書により質問すること。なお、質問書に対する回答は適宜行うこととする。

12 附属文書

(1) 別紙1:情報セキュリティの確保に関する共通基本仕様

- (2) 別紙2:情報システムの経費区分
- (3) 別紙3:調達仕様書に盛り込むべき情報資産管理標準シートの提出等に関する作業
- (4) 別添1:動物用医薬品等データベース MAFF クラウド移行及び改修業務要件定義書
- (5) 別添2:AWS/Azure 設定確認リスト
- (6) 別添3:web システム/web アプリケーション
- (7) 別記様式1:閲覧申込書
- (8) 別記様式2:守秘義務に関する契約書
- (9) 別記様式3:質問書

以上